

今後の労働時間法制に関する意見書の提出について

本会及び岐阜県、三重県の経営者協会で構成する中部経営者協会は4月17日、今後の労働時間法制に関する意見書を、田村憲久厚生労働大臣に提出しました。

現行の労働時間法制には、業種や職種ごとの働き方の違いが考慮されていない画一的な側面があり、会員企業の皆様からも、特に労働時間と成果が必ずしも比例しないホワイトカラー労働者について、より柔軟で自律的な働き方を可能とする労働環境の整備を求める声が寄せられておりました。

今年度は労働基準法の見直しが行われるほか、政府の産業競争力会議や規制改革会議において多様な働き方の推進に関する議論が進められるなど、労働環境の整備について、社会的な機運が盛り上がってきております。今回の意見書は、この機会に今後の労働時間法制の在り方について、厚生労働省において検討いただくべく提出したものです。

● 意見書の概要

- 〔趣旨〕 ○ 資源に恵まれず、人材の質で勝負せざるを得ない日本企業がグローバル競争を生き抜くためには、労働者がより効率的かつ自律的に働くための新たな労働時間制度が必要である。
○ 現行の労働時間制度についても、適用要件が厳格であるなど規制が多く、見直しが必要不可欠である。

〔各論〕

(1) 自律型労働制(ホワイトカラーエグゼンプション)の創設

〔要旨〕 一定の要件を満たすホワイトカラー労働者について、労働基準法に定める労働時間規制の適用を除外する「自律型労働制(ホワイトカラーエグゼンプション)の創設を要望する。

〔具体的内容〕

① 対象労働者

- 対象業務・範囲: 労使協定に基づく合意により企業ごとに決定
- 年収額: 最低600万円以上の者に限る
- 本人同意: 労使協定において同意の可否を定める

② 健康確保措置

- 労働者の健康を確保するための諸ルールを企業ごとに決定
例: 在社時間に応じた医師等の面接指導
週休2日相当の年間休日数の確保
勤務状況、健康状況に応じたエグゼンプションの停止
健康相談窓口の設置

(2) 現行法制の見直し

〔要旨〕 現行の裁量労働制や事業場外労働のみなし制、フレックスタイム制について、企業がより導入し易い環境を整えるべく、制度及び運用の見直しを要望する。

〔具体的内容〕

① 企画業務型裁量労働制

- 労使自治に基づいた対象業務・範囲の拡大
- 労使委員会の企業単位の設置、手続の簡素化

② 専門業務型裁量労働制

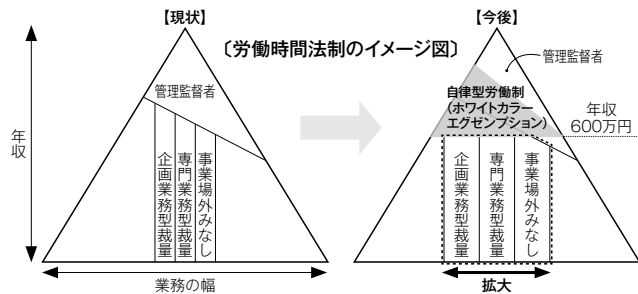
- 労使自治に基づいた対象業務・範囲の拡大
- 法を上回る行政通達及び行政指導の見直し

③ 事業場外労働のみなし制

- 行政通達を上回る行政指導の見直し

④ フレックスタイム制

- 企業ごとの勤務実態に即した清算期間の延長
- 労働者側貸し時間の翌清算期間以降への繰越制度の導入



(3) 労働時間法制に関する労基署による行政指導等について

〔要旨〕 労働基準監督署(労基署)ごとの行政指導における法解釈や指導内容の違いなどによってホワイトカラー労働者に限らず、多くの現場において様々な混乱が生じているため、行政指導の見直しを要望する。

〔具体的内容〕

- 在社時間と労働時間を同一視する行政指導の見直し
- 労基署、担当職員の法令解釈と指導の統一

(4) 研修や小集団活動の時間について

〔要旨〕 仮に労働時間として取り扱う場合でも、時間外・休日労働に関する労使協定(36協定)の上限時間とは別枠で管理できる制度の導入を要望する。